

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県教育委員会
○ 福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正する規則 一
- 福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則 一
- 福島県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県教育委員会職員の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令 四
- 福島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 五
- 福島県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令 五

福島県教育委員会

福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正する規則

（福島県立美術館組織規則の一部改正）

第一条 福島県立美術館組織規則（昭和五十九年福島県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「主任主査」を削り、同条の表主任主査の項の前に次のように加える。

主 幹	上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
事務長	上司の命を受け、副館長を補佐し、美術館の事務を処理する。

（福島県立博物館組織規則の一部改正）

第二条 福島県立博物館組織規則（昭和六十一年福島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「主任主査」を削り、同条の表主任主査の項の前に次のように加える。

主 幹	上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
事務長	上司の命を受け、副館長を補佐し、美術館の事務を処理する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び子ども手当」を削る。

第十条第三号中「幼児の就園奨励並びに」を削る。

第十四条第三項の表総務社会教育課の項第四号中「及び子ども手当」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立美術館条例施行規則（昭和五十九年福島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第三条の二第一項の有効期間中に工事により休館する期間がある場合は、その期間を一年に加算した期間を同項の有効期間とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立博物館条例施行規則（昭和六十一年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第三条の二第一項の有効期間中に工事により休館する期間がある場合は、その期間を一年に加算した期間を同項の有効期間とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成二十八年福島県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員の人事評価については、県教育長が別に定める。

別表中

主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 学校事務職員 学校栄養職員	副校長又は教頭	校長
---------------------------------	---------	----

を

主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 学校事務職員 学校栄養職員	副校長又は教頭	校長
任期付職員	副校長又は教頭	校長

に改め、同表備考3中「講師並びに」を削り、「養護教諭」を「講師、

養護助教諭」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 「任期付職員」とは、任期を定めて任用された講師、養護助教諭、主事及び

栄養技師をいう。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（義務教育課）

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六号様式（表面）中「派遣……………」を「派遣……………」に改める。

「派遣……………」を「短期の家族介護のため欠勤……………」に改める。

総括司書」を「図書館総括司書 美術館事務長 博物館事務長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(職 員 課)

福島県教育委員会訓令第五号

教 育 庁

福島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会職員安全衛生管理規程(昭和六十一年福島県教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「福島県教育委員会の所管に属する賃金支弁職員の雇用等管理規程(昭和五十年福島県教育委員会訓令第四号) 第三条第一項各号」を「福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程(令和二年福島県教育委員会訓令第一号) 第三条第一項各号」に改める。

第十二条第一項中「VDT作業従事職員健康診断」を「情報機器作業従事職員健康診断」に改め、同条第六項中「VDT作業従事職員健康診断」を「情報機器作業従事職員健康診断」に、「VDT作業に」を「情報機器作業に」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(福 利 課)

福島県教育委員会訓令第六号

教 育 庁

福島県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

福島県立学校職員の人事評価に関する規程(平成二十八年福島県教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員の人事評価については、教育長が別に定める。

別表中 主幹教諭 教諭 養護教諭 実習助手 寄宿舎指

副校長又は教頭

校長

専員

を

任期付職員	主幹教諭 教諭 養護教諭 実習助手 寄宿舎指 専員	副校長又は教頭	校長
-------	---------------------------	---------	----

に改め、同表備考3中「養護教諭」を「養護助教諭」に改め、同表備考

3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 「任期付職員」とは、任期を定めて任用された講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指専員をいう。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(高 校 教 育 課)